一般社団法人香川県農業会議 農業委員会ネットワーク業務に関する規程

I 総則

1. 目的

この規程は、農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。)第44条第1項の規定に基づき、農業委員会法第42条第1項の農業委員会ネットワーク機構として指定を受けた一般社団法人香川県農業会議(以下「本会議」という。)が行う農業委員会法第43条第1項に規定する農業委員会ネットワーク業務の実施方法等を定め、もって業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

2. 基本方針

本会議は、法令及びこれに基づく命令等によるもののほか、この規程に従い、公正かつ的確に農業委員会ネットワーク業務を実施する。

Ⅱ 農業委員会ネットワーク業務の実施方法に関する事項

1. 業務実施体制

本会議は、別図のとおり農業委員会ネットワーク業務に係る組織を構成し、農業委員会ネットワーク業務に従事する役員及び職員(以下「役職員」という。)を適切に配置する。

次の2に掲げる(1)から(7)の業務は、本会議事務局(以下「事務局」という。)が行い、各業務に窓口を設置し、休日を除き、午前8時30分から午後5時30分まで開設する。

2. 業務の内容・実施方法等

(1) 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

- ① 農業委員会からの問い合わせ対応及び農業者からの相談に応じる。
- ② 上記②に定めるもののほか、本業務として、毎年20回程度、農業委員会の 農業委員及び農地利用最適化推進委員及び職員に対する講習及び研修会等を開 催する。
- ③ 農業委員会の優良な取組事例や有効な手法の横展開を図るため、各地区の農業委員会連合会及び香川県農業委員会職員研究協議会と連携し、農業委員会の活動に関する情報を収集し、優良な取組事例をとりまとめ、情報発信する。
- ④ 地域の実情に即した農地等の利用の最適化の推進に関する業務が効率的、効果的に実施できるよう、農業委員会と連携しながら、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善について、農業・農村の問題を幅広くくみ上げながら、具体的な意見の提出を常設審議委員会で決定した上で、書面により行うものとする。

(2) 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務

本業務として、農業委員会サポートシステムが最新の情報となるよう、定期的に、各農業委員会の農地情報の入力状況の確認・進捗管理を行うとともに、同システムを活用して、農地に関する情報を整理し、整理した情報を関係行政機関、関係地方公共団体及び香川県農地機構に対し提供する。

(3) 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援業務

- ① 新規参入希望者又は新規参入者からの相談に応じる。
- ② 新規参入者又は新規参入予定者に関係農業委員会の紹介を行うに当たっては、当該者が円滑に農業参入できるよう、あらかじめ関係農業委員会と連絡調整を行う。

(4) 法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務

- ① 担い手からの相談に応じ、現場指導を行う。
- ② 農業経営の改善・発展を促進するため、複式農業簿記記帳や青色申告の指導・普及に関する研修会の開催(毎年70回程度)及び現地指導を行う。
- ③ 農業経営の発展と円滑な経営継承が図れるよう、法人化推進のための研修会の開催(毎年2回程度)及び現地指導を行う。
- ④ 農業の担い手を確保する観点から、農業者の生涯所得の充実が図れるよう、 農業者年金制度の理解促進及び普及推進のための研修会の開催(毎年2回程度) を行う。

(5) 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務

認定農業者や集落営農等の組織化を支援するとともに、認定農業者や農業経営者の組織、集落営農法人等の組織について事務局を担当するなどの運営支援を行うほか、担い手の意見を踏まえた関係機関・団体との調整を実施する。

(6) 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

- ① 毎年、農地価格や農作業料金などの基礎的な調査を行い、必要に応じて農業者及び農業委員会、香川県農地機構等の関係機関に対し提供するとともに、農業一般に関する農業者等への情報提供活動を行う。
- ② 調査及び情報の提供にあたっては、全国農業会議所及び農業委員会と適切に 連携する。

(7) 農地法等その他の法令の規定により農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務

- ① 本業務に関し、行政機関から意見の提出又は会議への出席を求められた場合 には、常設審議委員会の決定を経て、意見の提出又は出席者の派遣を行う。
- ② 常設審議委員会の事務は、事務局が行う。
- ③ 上記①の意見の提出又は出席者の派遣の決定は、要請があってから1週間以内に行う。
- ④ 特に、農地等の転用許可に係る農業委員会からの意見聴取については、農業 委員会及び県の担当部局と密接な連携により、適正かつ円滑に処理する。
- ⑤ 本業務を行うにあたっては、あらかじめ、担当する職員等を定め、記録する ものとする。

- ⑥ 本会議は、本業務に関わる役職員に対し、本業務が行政機関の処分に影響を 与えるものであることを認識し、特に公正な処理を行うべきものであることを 周知するものとする。
- ⑦ 農業委員会と連携しながら、農地の違反転用の防止を推進する。

Ⅲ 農業委員会ネットワーク業務における情報の管理等に関する事項

- (1) 本会議は、役職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た秘密の保持義務を徹底させる。
- (2) 本会議は、役職員が農業委員会ネットワーク業務を遂行するため個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにする。
- (3) 本会議は、役職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報を当該業務の遂行以外の目的に使用させないようにするものとする。
- (4) 本会議は、個人情報の安全管理の実施及び運用に関する事務を総轄する情報管理責任者を1人置く。
- (5) 本会議は、役職員が農業委員会ネットワーク業務に関する個人情報を取得する場合には、当該業務の遂行に必要な限度で行うようにするものとする。その際、 偽りその他不正の手段による個人情報の取得は行わないようにするものとする。
- (6) 本会議は、農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損、その他の事故を防止するため、役職員に対し、個人情報の管理を厳重に行わせるものとする。特に、保有する個人情報の複製若しくは送信又は個人情報の可搬性外部記録媒体への記録及び個人情報が記載されている媒体の送付又は持ち出しは、情報管理責任者が認める必要な場合以外には行わないようにするものとする。

また、保有している個人情報が不要となった場合には、当該情報の復元、判読が不可能な方法により消去又は廃棄するようにする。

- (7) 農業委員会サポートシステムを利用して個人情報を含む情報を取り扱う場合には、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。
 - ① 個人情報にアクセスするための識別・認証システムを活用する。
 - ② 個人情報にアクセスできる権限を付与する者は必要最小限にするものとする。
 - ③ 個人情報を容易に複製できないよう厳格な制限を設ける。
 - ④ 個人情報へのアクセス状況並びに個人情報の登録、削除及び複製の状況の記録を徹底し、不正を疑われるような異常がないかこれを定期的に確認する。
 - ⑤ ネットワーク外部からの不正アクセスを制御するため、ファイアーウォール の設定等による防御システムを構築する。
 - ⑥ ソフトウェアに関する脆弱性対策、ウイルス対策ソフトの更新等を講じる。
 - ⑦ 外部システムとの接続、通信が必要な場合においては、SSLによるデータの暗号化、改ざん防止等を徹底する。

- ⑧ 個人情報にアクセスできる端末の使用については、情報管理責任者が指定する者以外は使用できないようパスワード等の設定による適切な管理を行う。
- (8) 本会議は、個人情報を含む情報の処理等の委託は、原則行わないものとする。 委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を委託業者として選定し、契約書に秘密の保持、再委託の禁止など個人情報が適切に管理されるよう必要な事項を明記するものとし、情報の処理に関して必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (9) 本会議は、役職員が農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ておくものとする。また、個人情報を第三者に提供する場合には、提供を受ける者に対し、利用目的、利用形態、利用後の廃棄又は返還等の方法等を記載した書面を提出させなければならないものとする。

ただし、他の都道府県農業会議、農業委員会、関係行政機関等、香川県農地機構その他農林水産省令で定められた者に提供する場合にはこのかぎりでない。

- (10)本会議は、役職員に農業委員会ネットーク業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めさせるものとする。その際、苦情処理窓口の設置等必要な体制を整備し、苦情申出先についても本人の知り得る状態に置くものとする。
- (11)本会議は、役職員が、その取り扱う個人情報について、法令若しくはこの規程 に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに情報管理責任者に報告させ、その対策を講じさせるものとする。

また、上記報告を受けた情報管理責任者は、その旨を直ちに香川県農政水産部 農政課に報告するものとする。

(12)情報管理責任者は、個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査又は 点検を実施し、個人情報の取り扱い方法の見直しその他必要な措置を講じるもの とする。

また、情報管理責任者は、個人情報を取り扱う全ての本会議の役職員に対し、個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育・研修を実施するものとする。

(13)本会議は、(1)から(12)に掲げるもののほか、個人情報の保護のために必要な事項について定めるなど必要な措置を講じるものとする。

Ⅳ その他農業委員会ネットワーク業務の実施に関し必要な事項

1.業務委託

本会議は、農業委員会ネットワーク業務のうち委託することが適当なもの(情報システムのデータ移行等)について、業務を適切に行うことができる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして委託する。その際、委託コストの低減に努めるものとする。

2. 監督命令、指定取消しの際の対応

本会議は、農業委員会法第49条の規定による監督命令には速やかに従うとともに、農業委員会法第50条第1項の規定による農業委員会ネットワーク機構の指定の取消しを受けた場合は、秘密保持及び個人情報保護に配慮しつつ、農業委員会ネットワーク業務の継続性が確保されるよう、新たに指定された法人に引き継ぎを行うものとする。

附 則

- この規程は、香川県知事から認可を受けた日から施行する。 香川県知事の認可 平成28年4月1日
- この規程は、令和4年4月1日からこれを施行する。 香川県知事の認可 令和4年7月6日

一般社団法人 香川県農業会議

1. 普通会員(事業・目的に賛同し議決権を有する者)=社員

- (1) 第6条第4項の個人会員
 - ①第6条第4項第1号の会員17名(市町農業委員会会長)
 - ②第6条第4項第2号の会員 5名(県議会議員、香川大学准教授、本会議0B(元事務局長)、かがわ農業委員会女性の会副会長、本会議専務理事(事務局長兼務))
- (2) 第6条第5項の法人・団体会員
 - ①行政関係の8市・県町村会(会員代表者:8市長と県町村会長の9名)
 - ②農業団体関係の8団体(会員代表者: JA 中央会長、県農業共済組合長、JA 香川県経営管理委員2名、JA 信連経営管理委員会副会長、全国共済連県本部長、県十改連常務理事、県農地機構専務理事、県経営者協議会長の9名)
 - *賛助会員(事業・目的に賛助し議決権の無い者)として、「香川県農業青色申告者ネットワーク」が令和元年5月に入会

2. 総会(普通会員で構成)の権限

◇理事・監事の選任・解任、◇定款の変更、◇事業報告・貸借対照表・損益計算書など

3. 事業年度

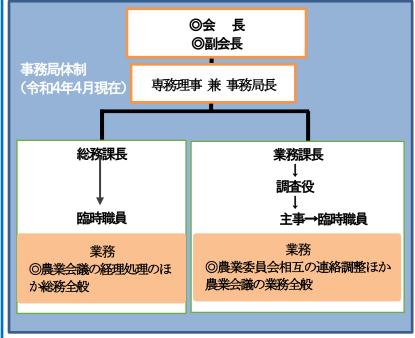
4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

理事及び監事を総会の議決で選任

役員(理事15名・監事3名、任期2年)

- (1) 理事は、第6条第4項第1号の会員(11名)、第6条第4項第2号の会員(1名)、第6条第5項の会員(3名)
- (2) 上記理事から会長、副会長2名、専務理事
- (3) 監事は、第6条第4項第1号の会員(1名)、第6条第4項第2号の会員(1名)、第6条第5項の会員(1名)

会長、副会長、専務理事のほか、会長が運営規程に基づき 理事会で承認得て選任 ©会 長



処理事項

- ◇農地法等の法令の規定により農業委員会ネットワーク機構が行う事項
- ◇関係行政機関等に対する農地等 利用最適化推進施策の改善意見の 協議
- ◇総会、理事会が必要と認めた事項
- ◇上記の処理事項は理事会に報告

常設審議委員(25名)

会長1名、副会長2名、専務理事1名のほか、以下の会員

- (1) 第6条第4項第1号の会員9名
- (2) 第6条第4項第2号の会員4名
- (3) 第6条第5項の会員 8名